競争参加者の資格に関する公示

松島(２補)ユーティリティー基本検討に係る共同体としての競争参加者の資格（以下「共同体としての資格」という。）を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。

令和３年１月28日

東北防衛局長　熊谷　昌司

１　業務概要

(1) 業務の名称　松島(２補)ユーティリティー基本検討

(2) 業務内容　以下に掲げる基本検討業務を行う。

【設備】

・電気施設基本検討（電気）

・給汽施設基本検討（機械）

・電気及び給汽施設現況図作成業務（電気、機械）

【土木】

・給水施設基本検討

・汚水排水施設基本検討

・給水及び汚水排水施設現況図作成業務

(3) 履行期限　令和３年３月31日まで

なお、繰越の承認がなされた場合においては、完了期限を令和４年３月31日とする。

２　申請の時期

令和３年１月28日から同年２月５日までの行政機関の休日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第１条第１項に規定する行政機関の休日をいう。以下同じ。）を除く毎日、午前９時から午後５時まで(正午から午後１時までの間を除く。)。ただし、最終日は正午までとする。

なお、令和３年２月５日以降（行政機関の休日を除く。）随時、申請を受け付けるが、技術提案書の特定通知日までに共同体としての資格の審査が終了せず特定されないことがある。

３　申請の方法

(1) 申請書交付期間

「競争参加資格審査申請書（ 松島(２補)ユーティリティー基本検討）」(以下「申請書」という。）は、令和３年１月28日から同年３月２日までの行政機関の休日を除く毎日、午前９時から午後６時まで。

(2) 申請書交付場所

防衛施設建設工事電子入札システムセンターより提供する。ただし、紙による交付場所は以下のとおり。

〒983－0842

宮城県仙台市宮城野区五輪１丁目３番15号
東北防衛局総務部契約課
TEL 022－297－8296
FAX 022－297－8241

(3) その他

共同体として資格を得ようとする者に交付する。

(4) 申請書の提出方法

申請者は、申請書に共同体協定書（下記４(4)の条件を満たすものに限る。）の写しを添付し、持参又は郵送（書留郵便に限る。）若しくは託送（書留郵便と同等のものに限る。）により提出すること。

なお、申請書を提出する場合は、返信用として、表に申請者の住所・氏名を記載し、切手を貼付した定形型封筒を併せて提出すること。

提出場所は、(1)に示す申請書の交付場所に同じ。

(5) 申請書等の作成に用いる言語

申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。

４　共同体としての資格及び審査

次に掲げる条件を満たさない共同体については、共同体としての資格がないと決定する。

(1) 組合せ

構成員の組合せは、次の条件に該当する者の組合せとするものとする。

ア　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

イ　防衛省における平成31・32年度一般競争（指名競争）参加資格（以下「防衛省競争参加資格」という。）のうち、共同体の代表者は、測量・建設コンサルタント等業務の「電気コンサルタント」に係る「Ａ」の格付を受けた者によるとし、また、共同体の代表者以外の構成員は、「土木コンサルタント」に係る「Ｂ」以上の格付を受けた者による組み合わせとし、それぞれが単体として東北防衛局に競争参加を希望していること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。）。

ウ　東北防衛局長から指名停止を受けている期間中でないこと。

エ　競争参加者の資格に関する公示（平成30年10月１日付整備計画局施設計画課長公示）４(2)に該当しないものであること。

オ　その他東北防衛局長が必要と認めた事項

(2) 業務形態

ア　構成員の分担業務が、業務の内容により、共同体協定書において明らかであること。

イ　一の分担業務を複数の企業が共同して実施していないことが、共同体協定書において明らかであること。

(3) 代表者要件

構成員において決定された代表者が、共同体協定書において明らかであること。

(4) 共同体協定書

共同体協定書が、上記３(2)の交付場所において交付する所定の様式によるものであること。

5　競争参加資格の決定を受けていない者を構成員に含む共同体の取扱い

上記４(1)イの決定を受けていない者を構成員に含む共同体も上記２及び３により申請をすることができる。この場合において、共同体としての資格が決定されるためには、上記４(1)イの決定を受けていない構成員が上記４(1)イの決定を受けることが必要である。また、この場合において、上記４(1)イの決定を受けていない構成員が、当該業務に係る技術提案書の提出の時までに上記４(1)イの決定を受けていないときは、共同体としての資格がないと決定する。

6　資格審査の結果の通知

「資格審査結果通知書」により通知する。

7　資格の有効期間

上記６の共同体としての資格の有効期間は、共同体としての資格の決定の日から当該業務が完了する日までとする。ただし、当該業務に係る契約の相手方以外の者にあっては、当該業務に係る契約が締結される日までとする。

8　その他

共同体の名称は、「松島(２補)ユーティリティー基本検討　○○・○○共同体」とする。